

岡山県災害資金利子補給及び損失補償補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、天災による被害農林漁業者等の農林漁業経営の維持安定を図るため、経営資金等を貸し付けた融資機関に利子補給及び損失補償を行った市町村に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「法」という。）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の対象は次に掲げる経費とする。

- (1) 市町村が、契約により法第2条第4項の経費資金及び同条第8項の事業資金を貸し付けた融資機関に利子補給を行うのに要する経費
- (2) 市町村が、契約により前項の融資機関が資金を貸し付けたことによって受けた損失及び法第3条第1項第5号の融資機関が転貸資金を貸し付けたことによって受けた損失を、当該融資機関に対し補償するのに要する経費
- (3) 前号の損失は法第3条第3項の損失をいう。

(補助額等)

第3条 前条の規定により知事が市町村に対し、補助する場合における当該補助にかかる、同条各号の資金の総額は、それぞれの天災ごとに知事が定める額を限度とする。

- 2 前条の規定により知事が市町村に対して交付する補助額は告示に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 第2条第1号の経費に係る補助金の交付を受けようとする市町村は、利子補給補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、毎月1月1日から6月30日までの期間（上期）及び7月1日から12月31日までの期間（下期）に係るものを、当該機関満了後1か月以内に正副2部を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号の1）
- (2) 収支精算書（別記様式第1号の2）
- (3) 法第3条第1項第1号及び第7号に基づく契約書の写
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 第2条第2号の経費に係る補助金の交付を受けようとする市町村は、損失補償補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて毎年度1月10日までに正副2部を知事に提出しなければならない。

- (1) 損失補償実績書（別記様式第1号の3）
- (2) 融資機関の損失発生状況（別記様式第1号の4）

- (3) 収支精算書（別記様式第1号の2）
- (4) 法第3条第1項第3号、第5号及び第9号に基づく契約書
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項に掲げる契約書（写）は、これらの契約に係る最初の交付申請の際添付し、その後の交付申請の際には省略して差し支えない。

4 市町村は前項に掲げる添付書類の記載事項を変更した場合には遅滞なく知事に届け出なければならない。

（県への納付金）

第5条 第2条第2号の経費に係る補助金の交付を受けた市町村は、融資機関から法第3条第2項の契約事項によって納付金を受けた場合、その一部を当該市町村が県から補助を受けた割合に応じて県に納付しなければならない。

（報告及び検査）

第6条 知事が融資機関の行った融資に対し報告を求めた場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿書類を検査させることを必要とした場合には、当該市町村及び融資機関はこれに協力しなければならない。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第7条 市町村及び融資機関は補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（書類の経由）

第8条 この要綱に基づき知事に提出する書類は所轄県民局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和41年度分の補助金から適用する。

附 則 （平成17年3月25日付け組 第523号）

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和3年4月1日付け組 第69号）

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。